

議案第 53 号

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市病院事業の設置等に関する条例(平成18年橋本市条例第216号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前
<p>(組織) 第4条 法第14条の規定により病院事業管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、<u>橋本市民病院</u>を置く。</p> <p>(使用料及び手数料) 第9条 略 2 前項の使用料及び手数料の額は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 前号の規定に係る者以外の者の診療の使用料は、第1号の規定に準じて算定した額に100分の150を乗じて得た額に<u>消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)</u>とする。 (4) 前3号に規定する以外<u>の使用料及び手数料は、次に定める額とする。</u> ア 別表第2に定める額 イ 別表第2の2に定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)</p> <p>(5) 前各号の規定による者の室料は、これらにより算定した使用料及び手数料に、次に定める額のいずれかを加算した額とする。 ア 別表第3に定める額 イ 別表第3の2に定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税</p>	<p>(組織) 第4条 法第14条の規定により病院事業管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、<u>診療部、診療技術部、看護部、地域医療部及び事務局</u>を置く。</p> <p>(使用料及び手数料) 第9条 略 2 前項の使用料及び手数料の額は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 前号の規定に係る者以外の者の診療の使用料は、第1号の規定に準じて算定した額に100分の150を乗じて得た額に<u>消費税を加えた額とする。</u> (4) 前3号に規定する以外<u>の使用料及び手数料は、別表第2のとおりとする。</u> (5) 前各号の規定による者の室料は、これらにより算定した使用料及び手数料に<u>室料差額表(別表第3)に定める差額を加算した額とする。</u></p>

の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

3 病院駐車場の使用料は、別表第4に定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

4 手数料は、別表第5に定める額に、当該額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

ただし、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第6条の規定によるものは、除くものとする。

(使用料及び手数料の納付)

第10条 前条の規定による使用料及び手数料は、その都度納付しなければならない。

3 病院の施設の使用料は、次のとおりとする。

(1) 病院に入院する者で別表第4に定める電気器具を使用する場合は、電気料として同表による額とする。

(2) 病院駐車場を使用する場合は、別表第5のとおりとする。

4 手数料は、別表第6に定める額とする。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第6条の規定によるものは、除くものとする。

(使用料及び手数料の納付)

第10条 前条の規定による使用料及び手数料は、その都度納入通知書により納付しなければならない。

別表第2 (第9条関係)

分娩介補料	75,000円	普通
	80,000円	時間外
	85,000円	深夜
妊産婦検診料	2,000円	初診
	1,500円	再診
新生児保育料	4,650円	1日につき

別表第2 (第9条関係)

分娩介補料	75,000円	普通	
	80,000円	時間外	
	85,000円	深夜	
妊産婦検診料	2,000円	初診	
	1,500円	再診	
新生児保育料	4,650円	1日につき	
避妊リング	挿入料	24,150円	1回につき
	交換料	29,400円	〃
	除去料	11,550円	〃
人口妊娠中絶料(検査料を含む。)	1回につき10週未満	52,500円	
	〃 10週	63,000円	
	〃 11週	73,500円	
	〃 16週未満	105,000円	
メタルバンド(1本につき)	63,000円		

レジン前装冠(＃)	31,500円～ 52,500円	症例による。
ゴールドクラウン(＃)	36,750円～ 52,500円	＃
ゴールドインレー(＃)	15,750円～ 26,250円	＃
仮クラウン(＃)	1,050円	
鑄造床総義歯(1装置につき)	105,000円以上	症例及び材料による。
鑄造床局部床義歯(1装置につき)	52,500円以上	＃
女性専門外来診察料	3,150円	1回につき

注 人工妊娠中絶料のうち16週以降は正常分娩に準じる。

別表第2の2(第9条関係)

避妊リング	挿入料	23,000円	1回につき
	交換料	28,000円	＃
	除去料	11,000円	＃
人口妊娠中絶料(検査料を含む。)		50,000円	1回につき10週未満
		60,000円	＃10週
		70,000円	＃11週
		100,000円	＃16週未満

注 人工妊娠中絶料のうち16週以降は正常分娩に準じる。

別表第3(第9条関係)

助産等室料差額(1人1日につき)	特別個室	市内居住者	10,000円
	個室	市外居住者	15,000円
		市内居住者	5,000円

別表第3(第9条関係)

室料差額(1人1日につき)	特別個室	市内居住者	助産等	10,000円
		市外居住者	その他	10,500円
	個室	市内居住者	助産等	15,000円
		市外居住者	その他	15,750円
		助産等	5,000円	
		その他	5,250円	

	市外居住者	助産等	7,000 円
		その他	7,350 円

別表第3の2(第9条関係)

その他室料差額 (1人1日につき)	特別個室	市外居住者	7,000 円
	個室	市内居住者	10,000 円
		市外居住者	15,000 円
		市内居住者	5,000 円
		市外居住者	7,000 円

別表第4(第9条関係)

コタツ	1日につき	50 円	個人所有
扇風機	"	"	"
電気毛布	"	"	"

注 個室及び特別個室を使用する場合の冷暖房の使用料は、室料差額を含む。

別表第5(第9条関係)

駐車場使用料金		料金	
使用者			
外来患者又は健康診断を受けるため来院した者	5時間まで無料 その後1時間を超えるごとに100円		
病院への利用者	1時間まで無料 その後1時間を超えるごとに100円		

注 時間計算については、1時間未満の端数は繰り上げて1時間とする。

別表第6(第9条関係)

証明書(1通につき)	普通	2,100 円
	出産	2,100 円

別表第4(第9条関係)

駐車場使用料金		料金	
使用者			
外来患者又は健康診断を受けるため来院した者	5時間まで無料 その後1時間を超えるごとに96円		
病院への利用者	1時間まで無料 その後1時間を超えるごとに96円		

注 時間計算については、1時間未満の端数は繰り上げて1時間とする。

別表第5(第9条関係)

証明書(1通につき)	普通	2,000 円
	出産	2,000 円

診断書(1通につき)	交通事故治療費明細書	4,000円	入院・退院	3,150円
	領収	1,000円	交通事故治療費明細書	4,200円
	その他	2,000円	領収	1,050円
	普通	2,000円	その他	2,100円
	死亡届用	2,000円	普通	2,100円
	死体検案書	2,000円	死亡	2,100円
	後遺症	4,000円	死体検案書	2,100円
	保険関係	4,000円	後遺症	4,200円
	自賠法	4,000円	保険関係	4,200円
	厚生年金用	4,000円	自賠法	4,200円
	心身障害者等の認定	3,000円	労災関係	5,000円以内
	身体検査	2,000円	厚生年金用	4,200円
	裁判所関係	2,000円	心身障害者等の認定	3,150円
	受験入社用	2,000円	身体検査	2,100円
美、理容師	2,000円	裁判所関係	2,100円	
その他	2,000円	受験入社用	2,100円	
		美、理容師	2,100円	
		その他	2,100円	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。